

地震見廻として、年寄一人さし上候。後繪入到來悦入候。
地長兵衛かたより可_レ申聞候也。
(奥村)
(文祿五年)
八月三日

所口 府中町

(前田利家)
在 印

八月十八日。前田利家、在能登の三輪吉宗に、
淺野幸長の前住宅の處置等に就いて告ぐ。

【三輪文書】

二二二四

地震見舞として

一、其方口切として

(淺野幸長)

一、大夫家番等かたく申付候由尤候。家中むざとしたる

家共の事は、新座家もなきもの候はゞ見斗とらせ可_レ申候

さなく候はゞ、いづれもこぼち、かやなど入候者用_レ

ニ遣可_レ申候事。以下一ヶ條

(文祿五年)
八月十八日

(前田利家)
在 印

九月十八日。前田利家、越前敦賀の高島屋傳右

衛門に、繩・炭以下の物資を輸送せしむ。

【小宮山文書】 越前

二二二五

其地ニ有_レ之荷物共、なす_レす_レまほ_レ竹井竹釘以下、有次
第此ものニ可_レ相渡候、以上。

文祿五年

(前田)
家 在印

九月十八日

高島屋傳右衛門殿

十月朔日。前田利家、在能登の三輪吉宗に、再

び淺野幸長の前住宅の處分等に就いて告ぐ。

【三輪文書】

二二二六

書狀之通何も遂披見候。

一、年貢米

(淺野幸長)
一、大夫家、先々雪がきをも申付、夜番等をも念入申付

旨、尤候事。以下六ヶ條

(文祿五年)
十月朔日

(前田)
家 在印

(三輪吉宗)
藤兵 へ殿

慶長二年 丁酉 紀元二二五七

四月七日。假掲

【東本願寺別院文書】 金澤

二二二七

今度屋鋪替ニ就而、御堂令建立候。時節柄之義ニ候得共、

各馳走憑入候。抑安心之一義、珍らしからず候へども、諸

の雜行雜善の心を抛すて、一心に彌陀如來、今度之一大

事の後生御助候へと申さん人々は、皆々極樂ニ往生すべ

き事、更ニ疑ひあるべからず候。此うへには佛恩報謝のた

めに念佛申さるべく候。此通幾度茂_レ談合候て、油斷な

く嗜まれ候はんずる事肝要に候べく候。猶粟津右近申べ

く候。穴賢。

慶長二年四月七日

教 如 在判

加州石川郡金澤末利

七日 侍講衆中

【東本願寺別院文書】

二二二八

於御許御堂建立ニ付、御位牌御守護、其御講の御頼被成
候。就而者境内取締方等之儀茂、可_レ然様之御沙汰ニ候。以

上。

(慶長二年)
四月七日

栗津右近 在判

高木兵 部殿

由比勘兵衛殿

人見吉左衛門殿

山岸三十郎殿

(この文書は、東本願寺別院にその寫といふを傳へ
たるものなり。然れども慶長二年に於ける法主は准
如にして、教如の東本願寺を分立したるは同七年に
あり。高木兵部以下四人は加賀藩士なるも時代齟齬
し、且坊舎の今の地に移轉したるは寛永八年とす。
その假作たるや明らかなるべし。)

六月十五日。假掲

【長橋神明宮棟札】 珠洲郡

二二二九

于時慶長二丁酉稔西海長橋浦

奉修理 あら崎神明宮

六月十五日

龜山祭食田
兵庫助吉道